新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び 出入国在留管理庁 「外国人の新規入国制限の見直し」(概要)(令和4年6月10日現在) Immigration Services Agency of Japan

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等

日本に入国する際の各種防疫措置については、こちらの厚生労働省のホームページを参照

(1)上陸拒否の対象地域からの入国

(1) 上陸担省の対象地域からの人間

上陸申請日前14日以内に41の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を 拒否(詳細については「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」を参照)

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

- ①再入国許可(みなし再入国許可を含む。)による再入国
- ②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- ③「外交」又は「公用」の在留資格を取得する者
- ④水際対策強化に係る新たな措置(29)に基づいて新規入国する者 → 下記2参照
- ⑤親族訪問又は知人訪問(親族に準ずる関係が認められる者・訪日の必要性があると認められる者)で「短期滞在」の在留資格を取得する者
- ⑥入国目的に公益性があると認められるとき(※例えば、ワクチン開発の技術者 等)
- ⑦その他人道上の配慮の必要性がある場合
- (2)上陸拒否の対象地域以外からの入国

現在、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 外国人の新規入国制限の見直しの概要(水際対策強化に係る新たな措置(29))

下記(1)、(2)又は(3)の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者(当該外国人を雇用又は事業・興行のために招へいする企業・団体等)が、厚生労働省の入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了し、査証の発給を受けた場合、新規入国を原則として認めることとする。

- (1) 商用・就労等の目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国
- (2)観光目的の短期間の滞在の新規入国(旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る)
- (2) 観光日的の短期间の滞住の利税入国(派1)1(理店寺を支入員任有とする場合に限る)(3)長期間の滞在の新規入国
- 〇詳細や利用方法等については、厚生労働省ホームページ(外国人の新規入国制限の見直しについて)を参照